契　　約　　書　（案）

１　業務の名称　　北海道教育委員会の任命に係る職員の採用時健康診断業務（石狩地区）

２　契 約 期 間　　契 約 締 結 日 か ら
　　令和５年（2023年）３月31日まで

３　契 約 金 額　　別紙１のとおりとする。

４　契約保証金　　免　除

上記業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　年（　　年）　　月　　日

発注者　北海道
　　北海道教育委員会教育長　　倉　本　博　史　　印

　　住　所
受注者　氏　名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別紙２「令和４年度（2022年度）採用時健康診断業務処理要領（石狩地区）」（以下「要領」という。）」に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書の契約期間において令和４年度（2022年度）採用時健康診断業務（以下、「業務」という。）を処理し、発注者は、その対価である業務に係る代金（以下、「業務代金」という。）を受注者に支払うものとする。

３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第３条　受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第４条　発注者は、必要がある場合は、業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、発注者は、受注者に対し書面により通知するものとし、業務代金又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における発注者の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（調査等）

第５条　発注者は、業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（業務内容の確認）

第６条　受注者は、業務が終了したときは、診断書等を受診者に渡すこととし、発注者は、受診者からこれを受け取り、業務内容を確認するものとする。

（業務代金の請求及び支払）

第７条　受注者は、当該実施月分に係る業務代金の合計金額に、１００分の10に相当する消費税及び

地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を業務代金として翌月末日までに発注者に請求するものとする。

２　発注者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務代金を受注者に支払うものとする。

３　発注者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務代金の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

４　業務代金の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

（秘密の保持）

第８条　受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（個人情報保護に関する取扱い）

第９条　受注者は、個人情報の保護について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、厚生労働省による「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年４月14日通知）」及びその他関係法律等に基づくほか、別紙３により適正に取り扱わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第10条　発注者は、次条から第13条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第11条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2)　正当な理由なしに発注者との協議事項に従わないとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第12条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　契約期間内にこの契約の履行ができないことが明らかであるとき。

(2)　受注者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することがで

きないとき。

(4)　契約の性質や当事者の意志表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務料債権を譲渡したとき。

(7)　第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第13条　発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第18条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2)　受注者が納付命令（独占禁止法第62条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3)　受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4)　受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5)　排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第２条の２第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第１項若しくは第165条の２の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第１項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第14条　第11条各号又は第12条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第11条又は第12条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第15条　受注者は発注者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、

同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務代金の10分の１に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、確定していない業務代金に係る賠償金については、当該業務代金が確定した都度、この規定を適用するものとする。

(1)　第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

４　第１項の場合（第12条第６号又は第８号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、実際に生じた損害の額が同項の賠償金を超えるときは、発注者は、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

第18条　受注者は、この契約に関して、第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の業務代金の合計額の10分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項に規定する賠償金のほか、確定していない業務代金に係る賠償金については、当該業務代金が確定した都度、同項の規定を適用する。

３　発注者は、実際に生じた損害の額が前２項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

４　第１項及び第３項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第19条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでな

い。

(1)　第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第20条　発注者は、受注者に対して金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する業務代金請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第21条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙１

令和４年度（2022年度）採用時健康診断料

１　健康診断料（１次検査）

１人当たり　健 康 診 断 料　　円（診断書料及び療養担当手当を含む。）

ただし、胸部エックス線検査において所見があった場合に提出するＣＤ－Ｒ又はレントゲンフィルムについては、１人当たり　　円、心電図検査において所見があった場合に提出する心電図については、コピー代として１人当たり　　円を別途請求する。

２　消費税及び地方消費税相当額

上記の金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算する。

別紙２

令和４年度（2022年度）採用時健康診断業務処理要領（石狩地区）（案）

１　実施時期

令和４年（2022年）11月１日から令和５年（2023年）３月31日まで

（主たる期間は令和５年（2023年）１月上旬から２月上旬まで）

２　実施日程

受診者決定後、北海道教育庁の採用担当部署と受注者で協議するものとする。

３　実施場所

受注者の病院又は診療所とする。

４　予定人数

地 区 名	石狩地区
予定人数	426名（うち胸部エックス線検査で所見のある者５名、心電図検査で所見のある者40名）

※　予定人数は見込みであり変更があること。

５　検査項目（１次検査）

(1) 職歴・既往歴の聴取

(2) 自覚症状及び他覚所見の問診

(3) 身長・体重の測定（ＢＭＩの算出）

(4) 腹囲・血圧・視力の測定

(5) 心雑音の有無

(6) 心電図検査

(7) 胸部エックス線検査

(8) 聴力検査

(9) 尿検査（蛋白・糖）

(10) 血液検査

ア　貧血（赤血球・ヘモグロビン）

イ　肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）

ウ　血中脂質（LDLｺﾚｽﾃﾛｰﾙ・中性脂肪・HDLｺﾚｽﾃﾛｰﾙ）

エ　血糖（空腹時血糖）

6　実施方法

(1) 健診実施日程の決定

受注者は、北海道教育庁の採用担当部署（総務課、教職員課及び教育局）から受診者決定の連絡を受けた際、同部署と健診実施日程についての協議を行う。その後、採用担当部署は、受診予定者に「健康診断受診票(別記第２号様式)」及び「採用時健康診断書(別記第３号様式)」を送付する。

(2) 健診の実施

受注者は(1)の「健康診断受診票(別記第２号様式)」及び「採用時健康診断書(別記第３号様式)」を持参した者について健診を実施すること。

また、受診者が現病歴及び既往歴についての診断書を持参した場合は、当該診断書（別記様式）を勘案し健診を実施すること。

(3) 採用時健康診断書の交付

健診が終了したときは結果を記入した「採用時健康診断書(別記第３号様式)」（以下、「採用時健康診断書」という。)を受診者に交付すること。また、現病歴及び既往歴についての診断書が健診時に提出された場合は、当該診断書（別記様式）を受診者に返却すること。

なお、次の場合は受診者に採用時健康診断書等を郵送すること。

ア　令和５年（2023年）３月１日以降に採用時健康診断書が完成する場合

イ　アの場合を除き、令和５年（2023年）３月１日に採用時健康診断書が受診者に交付されていない場合

(4) 視力検査

矯正している場合は、診断書の視力欄の（　）内に矯正視力のみ記入すること。

(5) 胸部エックス線又は心電図に所見のある場合

レントゲンフィルム（ＣＤ－Ｒに画像を焼き付けたものも可）又は心電図を診断書に添付し、受診者に渡すこと。

なお、レントゲンフィルム及び心電図は、使用後北海道教育庁教職員局福利課から受注者に返却する。

(6) その他

ア　「健康診断受診票（別記第２号様式)」については、受注者において保管し、当該健康診断に係る診断料等請求時に、請求書に添付すること。

イ　この要領に定めのないものについては、協議の上実施するものとする。

別紙３

個人情報の保護に関する取扱い

第１　趣旨

この取扱いは、本契約の業務における個人情報の保護に関して、適正に取扱うための基本となる事項を定めるものとする。

第２　第三者提供等の禁止

受注者は、発注者から提供された個人情報を第三者に提供し、又は開示してはならない。

第３　安全確保の措置

受注者は、個人情報保護のため管理者を選任し、個人情報の漏えい、毀損の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

第４　利用制限

受注者は、個人情報をこの業務以外の用途に利用してはならない。

第５　複写及び複製の禁止

受注者は、個人情報に係る帳票及び磁気ディスク等（以下「記憶媒体等」という。）について、業務上必要な場合を除き、複写又は複製してはならない。

第６　記憶媒体等の授受

発注者及び受注者は、記憶媒体等の受渡しに当たって、相手方、種類、数量等を確認し記録するとともに、受け取った記憶媒体等は、直ちに所定の場所へ格納する等の措置を講じなければならない。

第７　記憶媒体等の管理

１　受注者は、記憶媒体等は、滅失等しないよう所定の場所に保管しなければならない。

２　受注者は、火災その他の災害及び盗難に備えて、記憶媒体等を所定の保管用具に収納し、又は予備ファイルを作成し、別個の施設に保管する等適切に管理しなければならない。

３　受注者は個人情報の保護に関する責任者を定めなければならない。

第８　管理者の注意義務

受注者は、個人情報の保護について細心の注意をもって管理するものとする。

第９　管理状況及び事故発生時の報告義務

１　受注者は、発注者から個人情報の取扱いについて、その実施状況を求められたときは、文書により速やかに発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、業務遂行上事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡し、その原因究明に努めるとともに発注者の指示により速やかに事故の処理に当たるものとする。

第10　業務終了後の個人データの取扱い

１　受注者は、本契約に定める業務が終了した場合その他個人情報を保有する理由がなくなった場合は、法令等に定められた記録の保存等に必要な場合を除き、速やかに当該帳票及び磁気ディスク等を廃棄又は消去するものとする。

２　帳票及び磁気ディスク等を廃棄又は消去する場合は、焼却その他確実な措置を講ずるとともにその旨を記録しなければならない。

第11　契約の解除

次の各号に該当した場合は、本契約を解除することができるものとする。

一　受注者の個人情報の取扱いが不適当であると発注者が認めたとき

二　受注者に個人情報の取扱いについて本契約を存続しがたい事由があるとき

第12　損害賠償

受注者は、その責に帰すべき事由により、発注者及び個人情報の本人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別記第２号様式（日本産業規格Ａ４縦型）

健　康　診　断　受　診　票

北 海 道 教 育 委 員 会
発行年月日　　年　　月　　日

発行番号（　　）第　　号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

（発行者職氏名）　印

注意（受診者 様）

１　次のレ印を付した医療機関に、この受診票及び採用時健康診断書用紙を提出し、受診してください。

□	□	□
□	□	□
□	□	□
□	□	□
□	□	□
□	□	□
□	□	□
□	□	□
□	□	□
□	□	□

２　この受診票に発行者職氏名印の無いものは無効ですので、確認の上、受診してください。

３　受診の際は、この受診票を医療機関の窓口に提出するとともに、必ず身分証明書又は学生証（顔写真付きのもの）を提示してください。

４　受診に係る経費は、支払う必要はありません。

注意（医療機関 様）

１　受診者は、身分証明書又は学生証（顔写真付きのもの）を提示しますので、本人であることを確認の上、健康診断を実施してください。

２　受診者が提出した採用時健康診断書（別記第３号様式）に掲げる検査項目のみ診断してください。

３　この健康診断において、胸部エックス線又は心電図に所見のある場合は、受診者に、診断書とともにレントゲンフィルム又は心電図をお渡しください。

４　この健康診断受診票は、貴医療機関において保管し、当該健康診断に係る診断料等の請求時に、請求書に添付してください。

別記第３号様式（日本産業規格Ａ４縦型）（表面）

※受診者記入欄

採 用 時 健 康 診 断 書

ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年　月　日　歳	
住所	〒　－ 電話（　　）　－				
過去の職歴					
現病歴	なし・あり〈傷病名〉 〈医師の就業上の配慮指示〉　なし・あり 〈発症時期〉　年　月 〈治療状況〉　治療中 ・ 経過観察中 〈今後の予定〉　通院継続 ・ 通院なし（医師の指示によるもの） 〈通院継続の場合の頻度〉　（　　）回 / （　　）年・月・週				
既往歴	Ａ．入院歴 過去に４日間以上入院	なし・あり〈傷病名〉 〈医師の就業上の配慮指示〉　なし・あり 〈発症時期〉　年　月 〈最終受診（治癒）〉　年　月			
	Ｂ．療養歴 療養のため連続８日間以上欠席	なし・あり〈傷病名〉 〈医師の就業上の配慮指示〉　なし・あり 〈発症時期〉　年　月 〈最終受診（治癒）〉　年　月			
	Ｃ．その他の既往歴	なし・あり〈傷病名〉 〈医師の就業上の配慮指示〉　なし・あり 〈発症時期〉　年　月 〈治療状況〉 治療中 ・ 経過観察中 ・ 治療終了 （医師の指示によるもの） 〈今後の予定〉　通院継続 ・ 通院なし （医師の指示によるもの） 〈通院継続の場合の頻度〉 （　　）回 / （　　）年・月・週			

＊　「電話」は、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

＊　現病歴及び既往歴の「なし・あり」、〈医師の就業上の配慮指示〉の「なし・あり」、〈治療状況〉の「治療中・経過観察中・治療終了」、〈今後の予定〉の「通院継続・通院なし」等は該当するもの一つを○で囲んでください。

※医師記入欄

職歴・既往歴 自覚症状					
他覚所見	（言語障害・奇形・欠損・麻痺・変形等は具体的に）				
身長	cm	体重	kg		
腹囲	cm	ＢＭＩ 体重(kg)÷身長(m)^2			
血圧	／　mmHg	視力	右　（　）	左　（　）	
聴力検査		1000Hz	4000Hz		
	右	1　所見なし　2　所見あり	1　所見なし　2　所見あり		
	左	1　所見なし　2　所見あり	1　所見なし　2　所見あり		
心電図検査	所見なし 所見あり 所見（具体的に）	胸部エックス線検査 フィルム番号 No. 撮影 年　月　日	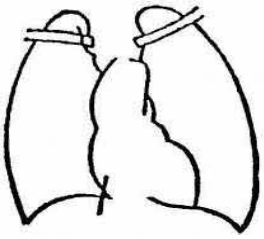	所見なし 所見あり 所見（具体的に）	結核の疑い
心雑音	なし ・ あり				なし・あり

＊　「視力」欄は、矯正している場合、（　　）内に矯正視力のみを記入してください。

（裏面）

尿　検　査		蛋白（たん）	糖	
血液検査	貧血検査	赤血球数　×10^4 /mm^3	Ｈｂ　g/dl	
	肝機能検査	AST(GOT)　IU/ℓ	ALT(GPT)　IU/ℓ	γ－GTP　IU/ℓ
	血中脂質検査	LDLｺﾚｽﾃﾛｰﾙ　mg/dℓ	中性脂肪　mg/dℓ	HDLｺﾚｽﾃﾛｰﾙ　mg/dℓ
	血糖検査	空腹時血糖　mg/dl		
その他の検査				

※　「その他の検査」欄は、別に検査を依頼した項目について記入してください。

※　検査項目のうち「尿検査（蛋白（たん））」が「＋以上」又は「聴力検査」が「所見あり」の場合は、次の範囲内で同時に第２次検査を行ってください。

第２次検査	尿蛋白（たん）が＋以上の場合	尿蛋白（たん）定量　尿沈渣 血清クレアチニン
	聴力検査で所見ありの場合	オージオメータによる精密聴力検査を施行し、オージオグラムを添付してください。（125Hzから8000Hzの気道聴力及び250Hzから4000Hzの骨導聴力）

総合所見	医　療　面	生　活　面（就労について）
	◎該当する項目に○をつけてください。 １　要医療〔項目：　　〕について、 (1)　（ 精密検査 ・ 治療 ）が必要な場合がありますので、速やかに医療機関を受診してください。 (2)　（ 経過観察 ・ 治療 ）を継続してください。 ２　要観察〔項目：　　〕について、 (1)　（　　）ヶ月後再検査を受けてください。 (2)　生活習慣改善と再検査が必要です。 (3)　定期健診で確認してください。 ３　視力を矯正してください。 ４　異常なし	◎該当する項目に○をつけてください。 A　〔項目：　　〕について、 就労不可又は通常勤務不可 （ (1)要休業、 (2)要軽業レベル ） B　〔項目：　　〕について、 業務に配慮が必要（要注意レベル） (1) 障害に配慮した業務としてください。 〔障害名等：　　〕 (2) その他 〔内容：　　〕 C　〔項目：　　〕について、 病院を受診し、主治医の指示に従ってください。 D　就労上の問題なし
		G　〔項目：　　〕について、 判定保留（精密検査結果を勘案して道教委で判定）

上記のとおり診断する。

年　　月　　日

所在地

医療機関　　名　称

医師名　　㊞

※　胸部エックス線又は心電図に所見のある場合は、診断書にレントゲンフィルム又は心電図を添付し、受診者にお渡しください。

別記様式

診　断　書

<table>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td>性別</td><td>生年月日</td><td>年齢</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>□男
□女</td><td>□昭和　　□平成
年　　月　　日生</td><td>歳</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">診断名</td><td colspan="2" rowspan="2">ICD-10 コード
□□□ . □</td><td colspan="2">発病年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">初診年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受診医療機関
名及び期間</td><td colspan="6">病院　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（・入院・通院）
病院　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（・入院・通院）
病院　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（・入院・通院）</td></tr>
<tr><td>既往歴</td><td colspan="6">診断名

受診医療機関

治療歴及び治療内容

現在の症状

通院状況（・治癒　　・経過観察中　　回/月　　・その他　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">病状及び経過</td><td colspan="6">主訴

受診動機　　該当項目を〇で囲んで下さい
・健診発見・有症状受診・経過観察中の再発・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="6">診断根拠（検査成績等）及びステージ分類</td></tr>
<tr><td colspan="6">経過

治療（手術は術式名、手術所見、病理所見、化学療法は主な薬剤名）

年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）
年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）
年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）
年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）

※手術所見、病理所見（取り切れたか再発リスクの情報含む）は添付をお願いします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">現在の病状に
関する意見</td><td>現在の自覚症状　（・有　・無　）いずれかを〇で囲んで下さい
　有の場合具体的に
（　　）

他覚所見（・有　・無　）いずれかを〇で囲んで下さい
　有の場合具体的に
（　　）</td></tr>
<tr><td>直近の検査成績　（脳疾患や意識障害を伴う場合は、高次脳機能検査の結果も添付）

（検査日：　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td>今後の治療方針（ 1　要治療継続、 2　要経過観察、 3　終診　　）

上記１及び２の場合の通院頻度（年もしくは月もしくは週　　回）

最近の処方内容（　　年　　月　　日処方）

今後予定している治療内容及び時期（入院や休務を要する可能性も含めて記載）</td></tr>
<tr><td>勤務をするにあたっての意見（有・無）

有の場合具体的な指示
（　　）

・制限を要する原因となる症状について

・制限すべき具体的な作業内容

・制限の見込み期間</td></tr>
<tr><td>通勤・その他</td><td>通勤、トイレ動作、階段昇降など特別な配慮を要する事項</td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記のとおり診断する。
年　　月　　日
医療機関所在地
医療機関名
医師名（署名）</td></tr>
</table>